

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和7年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和6年8月8日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の扶養手当、地域手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当について改正を行うとともに、その他所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第5条の2 町長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、職務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第2条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については4,000円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,600円とする。

第8条第2項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第16条の2第2項中「午前0時」を「午後10時」に改める。

第20条の2中「第6条、第7条及び第8条の2」を「第6条及び第7条」に改める。

第3条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第4条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき14,200円とし、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,600円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年3月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和7年6月1日から、第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、第3条の規定による改正後の葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第17条の2第3号若しくは第4号又は第17条の3第1項第1号若しくは第3項第1号の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新給与条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の扶養手当、地域手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当について改正を行うとともに、その他所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) クリーンセンターに人員の配置、車両の運行調整及び各所との連絡調整等を行う統括主任の職を設置するため、職務の困難性等を勘案して統括主任に対し、給料の調整額を支給することとした。
- (2) 令和 7 年度以降、配偶者と子に対する扶養手当額を次のとおりとすることとした。

現行		→	年度	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	7,600 円		配偶者	4,000 円	0 円 (廃止)
子	11,200 円	子	13,000 円	14,200 円	

- (3) 地域手当の支給率を 6 % から 12 % に引き上げることとした。
- (4) 平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間を「午前 0 時から午前 5 時まで」から「午後 10 時から午前 5 時まで」に拡大することとした。
- (5) 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を支給対象に含めることとした。
- (6) 条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 3 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 7 年 6 月 1 日から、第 4 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、新給与条例第 17 条の 2 第 3 号若しくは第 4 号又は第 17 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 3 項第 1 号の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に旧刑法第 12 条に規定する懲役又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮が含まれるときは、当該

刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とすることとした。

- (3) 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新給与条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすこととした。

【第1条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（令和7年3月1日施行）

改正後	改正前
<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号 (給料の支給方法等) 第5条 (略) <u>(給料の調整額)</u> 第5条の2 町長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤 <u>労の強度、勤務時間、職務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する</u> <u>他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特</u> <u>殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。</u> 2 前項の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならな <u>い。</u></p>	<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号 (給料の支給方法等) 第5条 (略) <u>(新設)</u></p>

【第2条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（令和7年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号 (扶養手当)</p>	<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号 (扶養手当)</p>
<p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 心身に著しい障害のある者</p>	<p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 心身に著しい障害のある者</p>
<p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については4,000円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,600円とする。</p>	<p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき7,600円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,200円とする。</p>
<p>4 (略) (地域手当)</p>	<p>4 (略) (地域手当)</p>
<p>第8条 民間における賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に地域手当を支給する。 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。 (管理職員特別勤務手当)</p>	<p>第8条 民間における賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に地域手当を支給する。 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。 (管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第16条の2 前条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要</p>	<p>第16条の2 前条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要</p>

改正後	改正前
<p>により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午後10時</u>から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3～4 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第20条の2 <u>第6条及び第7条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午前0時</u>から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3～4 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第20条の2 <u>第6条、第7条及び第8条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

【第3条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（令和7年6月1日施行）

改正後	改正前
<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその</p>	<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮(こ)</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその</p>

改正後	改正前
<p>他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

【第4条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（令和8年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p>	<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p>
<p>(扶養手当)</p>	<p>(扶養手当)</p>
<p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p>	<p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p>
<p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p>	<p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p>
<p><u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p>	<p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p>
<p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>	<p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>
<p><u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p>	<p><u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p>
<p><u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p>	<p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p>
<p><u>(5) 心身に著しい障害のある者</u></p>	<p><u>(6) 心身に著しい障害のある者</u></p>
<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき14,200円とし、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,600円とする。</p>	<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については4,000円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,600円とする。</p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>